

# 「SNS 配信用動画制作業務」

## プロポーザル実施要領

令和 8 年 3 月

世界遺産連携推進実行委員会

## SNS 配信用動画制作業務委託事業者の選定に係る プロポーザル実施要領

本要領は、世界遺産連携推進実行委員会（以下「実行委員会」という。）が実施する SNS 配信用動画制作業務の委託契約締結候補者を公募型プロポーザル方式により選定する手続について、必要な事項を定めるものである。

- 第1 業務名称 SNS 配信用動画制作業務
- 第2 業務内容 資料2「業務仕様書」のとおりとする。
- 第3 業務期間 契約締結の日から令和9年3月10日（水）までとする。
- 第4 委託料の上限 3,000,000円（消費税及び地方消費税を含む。）  
※令和8年度世界遺産連携推進実行委員会事業計画及び収支予算が議決されなかった場合は、本件業務委託手続きについて停止の措置を行うことがある。
- 第5 契約方法 公募型プロポーザル方式による随意契約
- 第6 契約の相手方 世界遺産連携推進実行委員会
- 第7 事務局 平泉町観光商工課  
〒029-4102 岩手県西磐井郡平泉町平泉字志羅山45番地2  
TEL:0191-46-5572 FAX:0191-46-3080  
電子メール:kanko@town.hiraizumi.iwate.jp

### 第8 参加手続き等

#### (1) 質問及び回答

##### ア) 質問受付期間

令和8年3月24日（火）から令和8年4月3日（金）午後5時まで

##### イ) 受付方法

質問は、様式第1号により電子メール又はFAXで受け付けることとする。（宛先は「第7 事務局」参照）

##### ウ) 回答方法

受け付けた質問は、速やかに質問者に電子メールにて回答するほか、質問社名を伏せ町ホームページに掲載する。（回答期限：令和8年4月7日（火））

#### (2) 参加届出書類の提出

プロポーザルに参加しようとする者は、下記提出期限までにプロポーザル参加申込書（様式第2号）に必要事項を記入の上、「第7 事務局」に提出しなければならない。

ア) 提出期限 令和8年4月9日（木）午後5時（必着）

イ) 提出方法 持参又は郵送により提出すること。

ウ) 提出書類 プロポーザル参加申込書（様式第2号）

#### (3) 業務提案書の提出

プロポーザル参加者は、本実施要領及び業務仕様書（資料2）に基づき、以下の業務提案書を作成し、「第7 事務局」に提出しなければならない。提出期限、記載内容及び留意事項は次のとおりとする。

##### ア) 提出期限

令和8年4月17日（金）午後5時（必着）

イ) 業務提案書の内容

業務提案書のサイズはA4判任意とし、10部提出すること。また、図面等を使用する場合はA3判横も可とするが、A4判に三つ折りし、業務提案書に綴り込むこと。

提案書類		様式	その他規格
項 目	a 表紙	第3号	1枚
	b 企業概要	第4号	1枚
	c 類似業務の実績	第5号	1枚
	d 業務実施体制、配置予定責任者の業務実績等	第6号	1枚
	e 業務提案にあたっての基本的考え方	A4判任意	1枚
	f 企画提案（1項目） (1) SNS 配信用動画制作業務	A4判任意 (一部A3判折込み可) 印刷は、両面、カラー	30枚以内
	g 見積明細書（内訳が具体的に判るように記載すること。）	A4判任意	1枚

◆業務提案書の記載内容及び留意事項

項 目	記載内容及び留意事項
a 表紙 〔様式第3号〕	<ul style="list-style-type: none"> <li>所定に沿って記載する。</li> </ul>
b 企業概要 〔様式第4号〕	<ul style="list-style-type: none"> <li>業務提案書提出日現在の実態について、様式に記載されている事項に漏れのないように記入する。</li> <li>「委託契約を締結した場合の営業拠点」の従業員数については、派遣労働者及び短時間労働者等の非常勤従業員を除いた企業全体の対応部署従業員数を記載する。</li> </ul>
c 業務実施体制 配置予定責任者の 業務実績等 〔様式第5号〕	<ul style="list-style-type: none"> <li>委託業務を実施する組織図を記載する。また、配置予定責任者について、担当業務等を記載する。</li> <li>様式を参考として実施体制の実状に沿ったものを作成すること。</li> <li>本業務遂行に当たって、配置される予定の責任者について、保有資格、業務実績、経歴等を記載すること。</li> </ul>
d 類似業務の実績 〔様式第6号〕	<ul style="list-style-type: none"> <li>過去5年間のうち同種業務又は類似業務の実績を3業務まで記載すること。（他自治体等の動画制作業務など）</li> <li>実績業務ごとに記載すること。</li> <li>本社等が受託し、履行したのもも実績として扱い、参加事業者が合併又は分社した場合は、合併又は分社前の実績も対象とする。</li> </ul>
e 業務提案に当たっ ての基本的考え方	<ul style="list-style-type: none"> <li>「f 企画提案」をするにあたって、SNS 配信用動画制作業務等の基本的考え方（テーマ、業務スケジュール）を示すこと。</li> </ul>

〔様式A 4判任意〕	(テーマとなる世界遺産平泉エリアの食、観光、文化などに興味・関心を持ち、地域の魅力を認知・浸透させる内容について記載)
f 企画提案 〔様式A 4判任意〕	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 以下の1項目について提案すること。 <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) SNS 配信用動画制作業務に関すること。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 企画の構成 (動画尺、制作本数、言語、撮影時期、撮影場所など) ※撮影モデルを使用する場合は提案すること。</li> <li>・ 動画の制作 (撮影手法、音響効果、テロップ、動画構成など)</li> <li>・ 動画の拡散手法</li> <li>・ 独自提案及び独創的な工夫</li> <li>・ 見積金額の妥当性</li> </ul> </li> </ul> </li> </ul> <p>※過去に同様の事業にて制作した動画等がある場合は、参考となるようにQRコード等で提案書内に記載すること。</p>
g 見積明細書 〔様式A 4判任意〕	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 見積明細が具体的に判るように示すこと。</li> </ul>

## 第9 審査方法

SNS 配信用動画制作業務委託事業者選定委員会（以下「選定委員会」という。）において審査を行う。

### (1) 一次審査（書面審査）

業務提案書の提出が4者以上の場合のみ実施する。

#### ア) 実施日

令和8年4月23日（木）（予定）

#### イ) 実施方法

審査委員会が別に定める審査基準により書面審査を実施し、高い順位の票を多く得た者から3者を選定する。ただし、評価順位が3位の者が複数ある場合は、同点になった者全てを選定する。

#### ウ) 審査結果の通知

業務提案書提出者全員に対し、令和8年4月24日（金）（予定）に、電子メールにて通知する。

### (2) 二次審査（プレゼンテーション）

業務提案書の内容について、プレゼンテーションを実施し、受託候補者を選定する。場所・時間については、別途通知する。

#### ア) 実施日

令和8年5月11日（月）

#### イ) 出席者

1参加事業者3名以内とする。

#### ウ) プレゼンテーションの方法

- ① プレゼンテーションは、業務提案書の受付順で実施する。
- ② プレゼンテーションは、1参加事業者あたり、説明20分以内・質疑応答5分以内で行う。
- ③ プレゼンテーションに必要な資料（パワーポイント、他資料データ等）及びパソコン等の機材がある場合は、参加者が準備すること。プロジェクター及びスクリーンは事務局で準備する。

- ④ プレゼンテーションでは、サンプル映像、イメージ映像、過去の実績映像などを上映することも可とする。

## 第 10 委託契約締結候補者の選定方法等

- (1) 選定委員会において、プロポーザル参加事業者からの業務提案書及びプレゼンテーションを SNS 配信用動画制作業務委託事業者選定委員会審査要領に基づき審査し、高い順位の票を多く得た者を随意契約の相手方となる第一候補者（以下「候補者」という。）として選定する。次点は第二候補者とする。
- (2) 選定結果は、選定委員会の日から起算して 5 日以内に、全ての参加者に文書で通知する予定である。なお、審査経過については、公表しない。

## 第 11 委託契約締結事業者の決定

- (1) 第 10(1)により選定された候補者と契約交渉を行った結果、辞退その他の理由で契約ができない場合は、第二候補者と契約交渉を行う。
- (2) 参加者が 1 者の場合においても、プレゼンテーションを実施するものとする。

## 第 12 スケジュール

※受付等窓口は、9時～17時まで

区 分	日 程
公募開始	3月24日（火）
プロポーザルに関する質問受付期間	3月25日（水）～4月3日（金）
質問に対する回答期限	4月7日（火）
参加届出書類の提出期限	4月9日（木） 午後5時必着
業務提案書の提出期限	4月17日（金） 午後5時必着
一次審査（書面）の実施 ※4者以上の応募があった場合	4月23日（木）（予定）
書面審査の結果通知	4月24日（金）（予定）
二次審査（プレゼンテーション）の実施	5月11日（月）
選定委員会の開催	5月11日（月）
審査結果の通知	選定委員会開催の日から5日以内
業務委託契約の締結	5月中旬

## 第 13 その他

- (1) 業務提案書が次に該当する場合には、無効となる。なお、無効となったときは、その時点でプロポーザルの参加者を失格とする。
  - ア) 提出方法、提出先及び提出期限に適合しないもの。
  - イ) 指定する様式及び記載内容及び留意事項に示された条件に適合しないもの。
  - ウ) 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの。
  - エ) 記載すべき事項以外の内容が記載されているもの。
  - オ) 許容された表現方法以外の表現方法が用いられているもの。
  - カ) 虚偽の内容が記載されているもの。
  - キ) 審査結果に影響を与える工作等不正な行為が行われたもの。

- (2) 業務提案書の作成及び提出並びにプレゼンテーションに伴う費用はすべて提案者の負担とする。
- (3) 提出期限以降における業務提案書の差し替え及び再提出は認めない。
- (4) 提出された書類は、選定を行う作業に必要な範囲において、複製を作成することがある。
- (5) 提出された業務提案書は、返却しない。なお、提案された業務提案書は、当事業委託候補者の選定以外に提出者に無断で使用しない。
- (6) F A X等の通信事故については、実行委員会は、いかなる責任も負わない。
- (7) この要領に定めるもののほか、必要な事項については、別途定める。
- (8) プロポーザルへの参加を辞退する場合、書面で提出すること（様式任意）。